

## 介護事業所の皆さま

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」厚生労働省より通知が出されているところです。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が実際に起きているためです。

以上の通知の内容の基本的な事項として、「新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取り扱いが可能」として記載されているが表記されている「減額」について、

町田市介護保険課の見解として

「減算を行わないことの取り扱いを可能とする」

「加算を引き続き取り扱うことを可能とする」

ただし、以下の条件を満たす必要があります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響として一時的な取り扱いであること
- ・新型コロナウイルス感染症の予防対策として行うこと
- ・利用者の処遇に配慮した上での対応であること

令和2年6月8日現在

(7) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要員に係る人員基準を満たすことができなくなる場合

指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算など）、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（個別機能訓練加算など）については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

引用：厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 高齢者支援課  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(2020.2.17)

### 活用例

#### <通常>

利用者10名のところスタッフ3名を配置して「認知症加算」を加算している。

#### <特別措置>

利用者6～9名のところスタッフ2名を配置して「認知症加算」を加算している。

※利用者は利用控えにより減少している(日により、参加人数にバラツキはある)

※スタッフの1人は「コロナウイルス感染症の予防対策」として休業として扱う

作成者 DAYS BLG!